

独立行政法人航空大学校所属シーラス式SR22型JA017Cの
航空重大インシデント調査について
(経過報告)

令和3年3月25日
運輸安全委員会（航空部会）

運輸安全委員会は、令和2年4月17日、帯広空港において航空大学校所属シーラス式SR22型JA017Cが前脚を損傷し、滑走路上で航行が継続できなくなった航空重大インシデントについて、令和2年4月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報を基に、更に事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う必要がある。したがって、本件調査については、本重大インシデントが発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の調査は、本件航空重大インシデントに関し、運輸安全委員会設置法及び国際民間航空条約第13附属書に従い、運輸安全委員会により航空事故等の防止に寄与することを目的として行われているものであり、本事案の責任を問うためのものではない。

また、本報告の内容については、今後、新しい情報や状況が判明した場合に変更することがあり得る。

1. 航空事故の概要

航空大学校所属シーラス式SR22型JA017Cは、令和2年4月17日（金）11時30分ごろ、帯広空港滑走路に着陸した際に前脚を損傷したため、滑走路上に停止し、その後の地上走行が継続できなくなった。

2. 調査の概要

本件は、航空法施行規則の一部を改正する省令（令2国土交通省令88）による改正前の航空法施行規則（昭27運輸省令56）第166条の4第8号に規定された「航空機の脚が損傷し、当該航空機の航行が継続できなくなった事態」に該当し、航空重大インシデントとして取り扱われることとなったものである。

運輸安全委員会は、令和2年4月17日、本重大インシデントの調査を担当する主管調査官ほか1名の航空事故調査官を指名した。

本調査には、重大インシデント機の設計・製造国であるアメリカ合衆国の代表及び顧問が参加している。

現時点までに、関係者からの口述聴取、機体の詳細調査、飛行記録装置の記録の確認、機体の設計・製造者からの情報収集等を実施した。

3. 判明している主な事実情報

(1) 飛行の経過

当該機は、令和2年4月17日、帯広空港で連続離着陸訓練を実施していた。

同機には、操縦教官である機長が右操縦席に、操縦を行う訓練生が左操縦席に、見学を行う訓練生2名が後部座席に、それぞれ着座していた。

訓練の最後に、滑走路に着陸を行った際、前脚の接地とほぼ同時に、機首が急激に通常よりも下がったため、機長は異常を感じ、滑走中にエンジンを停止し、ブレーキを使用して機体を停止させた。

(2) 負傷者

なし

(3) 航空機の損傷

- ・プロペラ3枚：先端部が後方に湾曲
- ・機首部下面のフェアリング：内側に変形
- ・前脚ストラットフェアリング：先端部の破損
- ・防火壁（エンジンと操縦席との間に配置）：下端に2箇所の打痕
- ・前脚のオレオ（緩衝装置）：ピストン部とシリンダー部分が分離

(4) 気象

天候は良好。風は5～7ktで、操縦の障害になるものではなかった。

4. 今後の調査

運輸安全委員会は、これまでの調査及び分析等によって得られた情報を基に、さらなる事実確認を行い、本重大インシデントの原因及び再発防止策の検討を行う必要がある。また、原因関係者からの意見聴取及び調査参加国への意見照会を行う。